

## 和泉市公共交通利用活性化プロジェクト委員会分科会設置要領

### (趣旨)

第1条 この規定は、和泉市公共交通利用活性化プロジェクト委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第10条第2項の規定に基づき、和泉市公共交通利用活性化プロジェクト委員会（以下「委員会」という。）の分科会に関し必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 分科会は、委員会の指示を受け、要綱第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うものとする。

### (組織)

第3条 分科会は、路線網検討分科会及び移動支援検討分科会を設置する。

- 2 路線網検討分科会は路線網のあり方について検討を行うものとし、移動支援検討分科会は市域における交通課題の解決法に向けた検討を行うものとする。
- 3 分科会は、それぞれ別表に掲げる者をもって組織する。

### (分科会長)

第4条 分科会には、分科会長を置く。

- 2 分科会長は、委員会の委員長が指名する。
- 3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

### (会議の運営)

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる

- 2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。
- 4 分科会の会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、分科会長の決するところとする。
- 5 分科会の会議の公開については、要綱に準用するものとする。
- 6 分科会の会議の案件について、分科会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。
- 7 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

### (報告)

第6条 分科会長は、分科会の協議結果について、委員会に報告するものとする。

(報償)

第7条 要綱第6条第9号の委員については、出席した会議1日につき6,000円を支給する。

2 その他の委員についての報償は無償とする。

(庶務)

第8条 分科会の会議の庶務は、和泉市公共交通利用活性化プロジェクト委員会事務局が行う。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年6月20日から施行する。

(招集の特例)

2 この要領の施行後及び任期満了後最初に行われる分科会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、委員会の委員長が招集することができる。

附 則

この要領は、令和3年9月7日から施行する。

別表（第3条関係）

（路線網検討分科会）

No.	区 分	構 成 員
1	学識経験者	
2	公共交通事業者等	西日本旅客鉄道株式会社の代表
3		泉北高速鉄道株式会社の代表
4		南海バス株式会社の代表
5		南海ウイングバス南部株式会社の代表
6	行政	国土交通省近畿運輸局 大阪運輸支局の代表
7		大阪府都市整備部 交通戦略室の代表

（移動支援検討分科会）

No.	区 分	構 成 員
1	学識経験者	
2	公共交通事業者等	西日本旅客鉄道株式会社の代表
3		泉北高速鉄道株式会社の代表
4		南海バス株式会社の代表
5		南海ウイングバス南部株式会社の代表
6		堺相互タクシー株式会社の代表
7		大阪第一交通株式会社の代表
8	住民又は公共交 通機関の利用者	和泉市老人クラブ連合会の代表
9		和泉市社会福祉協議会の代表
10		和泉市障がい者団体連絡協議会の代表
11		和泉市町会連合会の代表
12	行政	国土交通省近畿運輸局 大阪運輸支局の代表
13		和泉市 商工観光担当課長
14		和泉市 福祉総務担当課長
15		和泉市 高齢支援担当課長
16		和泉市 教育指導担当課長
17		和泉市 こども支援担当課長